

公益財団法人千里リサイクルプラザ市民研究所設置規則

制 定 平成 4 年 3 月 23 日 規則 4

最近改正 平成 30 年 3 月 28 日 規則 1

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公益財団法人千里リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の市民研究所の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 プラザに市民研究所を置く。

(職制)

第 3 条 市民研究所に所長を置く。

2 市民研究所に研究員を置くことができる。

3 市民研究所に市民研究員を置くことができる。

4 市民研究員は、プラザ定款第 3 条及び第 4 7 条に掲げる市民研究所の設置目的を共有し、意欲的に取り組む一般の市民、大学職員、学生、企業や団体の職員、行政機関の職員等とする。

(職務)

第 4 条 所長はプラザ定款第 3 条の目的を達成するための研究課題に取り組み、所管の事務を掌理する。

2 市民研究員は所長の指導、助言を受け、自らの研究課題に取り組む。

3 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指定する者がその職務を代理する。

(分掌事務)

第 5 条 市民研究所の分掌事務は、別に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 地球温暖化防止等を含む循環型社会を構築するための研究に関する事項

(2) 講演及び講座等に関する事項

(3) 研究成果の発表に関する事項

(4) 市民研究員募集及び登録に関する事項

(5) その他廃棄物の減量化及びリサイクル促進に関する事項

(研究運営委員会の設置)

第 6 条 市民研究所に研究運営委員会を置くことができる。

2 研究運営委員会は、所長が主宰する。

(委任)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日 規則 1 ）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 26 日 規則 2 ）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 9 日 規則 4 ）

この規則は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 規則 3 ）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日 規則 1 ）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。